

○環境省令第 号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

環境大臣 伊藤 信太郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)</p> <p>第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第七十条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの</p> <p>当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>	<p>(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)</p> <p>第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。